

浜松市小型自動車競走場内本部施設等の立入り制限に関する要綱

平成 18 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浜松市小型自動車競走条例施行規則(昭和 42 年浜松市規則第 34 号。以下「規則」という。)第 92 条 2 号及び 93 条 3 号に規定する許可について必要な事項を定める。

(施設の呼称)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本部施設 規則第 92 条に規定する開催執務委員長室、競技委員長室、審判室(放送室を含む)、番組編成室、本部室、計算センター及び投票所内をいう。

(2) 管理区域 規則第 93 条に規定する競走を開催している競走場の競走路及びその内側、選手管理室、選手控室、検査室、競走車保管所並びに競走車修理場の所在する区域をいう。

(基準)

第 3 条 本部施設及び管理区域への立入りについて、開催執務委員長(以下「委員長」という。)が許可できるのは、公平公正な競技運営並びに円滑な事業運営を妨げる危険のないもので、立入りの必要があると委員長が認めたものとする。

(立入りの許可)

第 4 条 委員長の許可により本部施設及び管理区域へ立ち入ろうとするものは、事前に委員長の許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第 5 条 委員長が本部施設及び管理区域への立入りを許可したものが、後に第 3 条の基準に該当しないことが明らかになった場合、委員長は立入りの許可を取り消し、必要な措置を講じなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。